

があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

去る二十一日内閣から、検察官道格審査会委員土田国太郎君から同委員辞任の申出があつたので後任者の選出を願いたい旨の要求書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外務省移住局長 矢口 龍藏君 同日内閣総理大臣から議長宛、外務省移住局長矢口龍藏君(前掲の議長承認のとおり)を第二十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 横山 フク君 文教委員 木島 虎藏君 社会労働委員 同 小幡 治和君

社会労働委員 勝俣 稔君 同 吉田 萬次君 寺本 廣作君

商工委員 谷口 弥三郎君 藤田義太郎君 同 小幡 治和君

運輸委員 同 吉田 萬次君

社会労働委員 同 吉田 萬次君

運輸委員 同 吉田 萬次君

議院運営委員 同 吉田 萬次君

運輸委員	寺本 廣作君
議院運営委員	椿 繁夫君
農林漁業組合再建整備法の一部を改案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。
農林漁業組合再建整備法の一部を改案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。
正する法律案(小枝一雄君提出)	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

一、目的 郵政事業の運営の適正化を期し、その経営改善を調査検討する。	一、方法 広く関係者から計画、実施、成果等につき意見を聴取し、資料の収集並びに実地調査等を行う。
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。	一、方法 広く関係者から計画、実施、成果等につき意見を聴取し、資料の収集並びに実地調査等を行う。
昭和三十一年十一月二十一日	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)
通信委員長 劍木 亨弘	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)
参議院議長 松野鶴平殿	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)

一、期間 今期国会開会中	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)
昭和三十一年十一月二十一日	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)
同日議長 松野鶴平殿	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)
同日議長 松野鶴平殿	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)

一、目的 今期国会開会中	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)
昭和三十一年十一月二十一日	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)
同日議長 松野鶴平殿	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)
同日議長 松野鶴平殿	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)

一、期間 今期国会開会中	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)
昭和三十一年十一月二十一日	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)
同日議長 松野鶴平殿	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)
同日議長 松野鶴平殿	一、公聴会の問題 電気事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律の存続の可否について、国会の議決を求めるの件(予備審査)

同日議長から左の公聴会開催を承認した旨のとおり議長承認のとおり)を第二十五回国会委員に任命するこ	同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十五回国会委員に任命するこ
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十五回国会委員に任命するこ	同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十五回国会委員に任命するこ

官報(号外)

昭和二十年八月、広島及び長崎に投下された悪魔の兵器原子弹が、今世紀最大の悲惨事でありましたことは、今さら申し上げるまでもございません。運命の市民五〇%が即日死亡し、残りの三五%も百日以内にそのあとを追うたのでございます。爆心地から四キロ以内の者はもちろん、その後二週間以内に焦土広島に足を入れた者は、ことごとく第二次放射能の影響を免れ得なかつたのでございます。實に二十万の市民が、両市において原爆の犠牲に供せられたのでございます。

のろわしのその日から、早くも十一年の歳月が流れました。一方においては、すでに戦後にあらずなどと言われながら、一方においてこれら原爆被爆者のみは依然としてその障害の苦悩に呻吟し、最近に至るに従い、かえつて犠牲者が続出いたし、全国にわたる二十八万の生存者は死の恐怖におびえ、不安の思いに襲われておると、いう状況でございます。これらの人々は不思議に生き残つたのであります。十万亩の熱線でやけどを受けた者も、表面的には治癒したかのごとく見えたのでもありました。また、ウラニウム、ストロンチウムの放射能によつて、脱毛、出血、下痢等の症候群を呈しておつた者も、小康を得て生命を取り戻したかのとく見えておつたのであります。奇跡的に助かつたと思つて神仏に感謝し、ようやく日常生活に復帰し得たと

喜んだのもつかの間でありまして、やがてどした傷とは随く隆起して、手術のかいなく、ケロイドの痛み、褥瘡収縮の痛み、暑さ寒さに激しい疼痛を覚えて、作業能力の減退はもちろん、運命の市民五〇%が即日死亡し、ことごとく第二次放射能の影響を免れ得なかつたのでございます。

時女性として勤務された少女は、當時学生として勤務しているあります。その裏すみに身をひそめているあります。そこでございます。

外部障害者とともに、まことに氣の毒なのは放射能による血液疾患の原爆症患者でございます。いかなる治療も効を奏せず、いな、治療の方法もいまだ発見されず、今年に入つても広島市で二十二名、長崎市で十名の死亡者を出したのであります。十年後の今日、その被害の深刻さは一そく悲惨をきわめておるのでございます。信すべき調査によりますと、これらの原爆障害者は約五万数千人を数え、そのうち少くとも一万一千人は至急治療を要する者であると言われております。しかし一体今までいかなる施策が行われてきたかと申しますと、昭和二十六年占領政策の終了までは、事原爆に関することはないのでございます。

ばしば公式見解として、原爆被爆者はすべて完全に治癒している、後遺症と認めべき影響は残つていないと発表しました。以下、質問の要旨を申し上げます。

政府は、本問題に関する何らの対策を講ずることはなかつたのであります。たまたま、一昨年ビキニ実験による久保山氏らの水爆被害が発生いたしました。これに関連して、ようやく広島、長崎の原爆被爆者を調査するといふことになつたのであります。しかし、今年度におきましても、わずかに治療的調査費が行政措置として支出され、この間にすぎないのであります。しかしながら、強力に推進するより、首相として指示を下されるお考案がありますかどうか。幸い側近に、事情に詳しい松本官房副長官もおられますので、ぜひともおいていただきたいと思いますが、この点いかがであります。

第二に、閣連して伺いたいのは、原爆実験禁止の問題であります。今回の日ソ共同宣言の中にこれが挿入されてないことは、まことに遺憾にたえないのであります。しかし、せつかくソ連の方から原案として提起されたにもかかわらず、首相、すなわちあなたの第一声は何でありますか。われわれはこの原爆実験禁止の問題こそ、第一に取り上げられるお考案であるか

ます。この際原爆障害者援護の問題について、外相は最近の御演説の中で、世界人類福祉のためにも、あらゆる努力を傾注すべきであると考えるのであります。政府はすみやかにその対策を再検討し、国費をもつて十分なる治療を行い、同時に、あくまで原爆症に対する医学的追及を試み、悪魔の残酷から被爆者を救済するとともに、世界人類福祉のためにも、あらゆる努力を傾注すべきであると考えるのであります。

第三に、閣連して伺いたいのは、原爆実験禁止の問題であります。今回の日ソ共同宣言の中にこれが挿入されてないことは、まことに遺憾にたえないのであります。しかし、せつかくソ連の方から原案として提出されたにもかかわらず、首相、すなわちあなたの第一声は何でありますか。われわれはこの原爆実験禁止の問題こそ、第一に取り上げられるお考案であるか

ます。この際原爆障害者援護の問題について、外相は最近の御演説の中で、世界人種のためにも、あらゆる努力を傾注すべきであると考えるのであります。政府はすみやかにその対策を再検討し、国費をもつて十分なる治療を行い、同時に、あくまで原爆症に対する医学的追及を試み、悪魔の残酷から被爆者を救済するとともに、世界人種のためにも、あらゆる努力を傾注すべきであると考えるのであります。

第四に、閣連して伺いたいのは、原爆実験禁止の問題であります。今回の日ソ共同宣言の中にこれが挿入されてないことは、まことに遺憾にたえないのであります。しかし、せつかくソ連の方から原案として提出されたにもかかわらず、首相、すなわちあなたの第一声は何でありますか。われわれはこの原爆実験禁止の問題こそ、第一に取り上げられるお考案であるか

ます。この際原爆障害者援護の問題について、外相は最近の御演説の中で、世界人種のためにも、あらゆる努力を傾注すべきであると考えるのであります。政府はすみやかにその対策を再検討し、国費をもつて十分なる治療を行い、同時に、あくまで原爆症に対する医学的追及を試み、悪魔の残酷から被爆者を救済するとともに、世界人種のためにも、あらゆる努力を傾注すべきであると考えるのであります。

第五に、閣連して伺いたいのは、原爆実験禁止の問題であります。今回の日ソ共同宣言の中にこれが挿入されてないことは、まことに遺憾にたえないのであります。しかし、せつかくソ連の方から原案として提出されたにもかかわらず、首相、すなわちあなたの第一声は何でありますか。われわれはこの原爆実験禁止の問題こそ、第一に取り上げられるお考案であるか

ます。この際原爆障害者援護の問題について、外相は最近の御演説の中で、世界人種のためにも、あらゆる努力を傾注すべきであると考えるのであります。政府はすみやかにその対策を再検討し、国費をもつて十分なる治療を行い、同時に、あくまで原爆症に対する医学的追及を試み、悪魔の残酷から被爆者を救済するとともに、世界人種のためにも、あらゆる努力を傾注すべきであると考えるのであります。

て、本議場において御報告が願いたいと存じます。

第二点、将来、政府はいかなる対策を樹立しようと考へておられますか。

また、われわれ特に承わりたい点は、政府において原爆障害者の治療等に関する何らかの立法措置を講じ、これを近く国会に提案する御意図があるかどうかという点であります。この点明確にお示し願いたい。また、ありとするならば、どのような内容を考えておられるか、その大綱をお示し願いたいのであります。

次に第三に、これまた重要な質問であります。最近米国側から原爆治療について申し入れてきたということであります。かつて原爆症を否定し、久保山氏の死因を否定しておった米国が、何ゆえかその見解を改め、原子力委員会のキヤノン博士を派遣し、ABCのホームズ所長を通じて、広島、長崎の原爆症患者の治療を米国の費用においてやらしてもらいたいと申し込んだことであります。果して事実でありますか、いかがでありますか、いかがでありますか。また、その真相は全部負担する。それは余剰農産物の米の円資金から出す。広島、長崎の医科大学の中に治療病院を建設する。治療人員は広島の場合、約一万八千人を予定する。これに対しても日本側の意見

かどりかといふ点であります。この点明確にお示し願いたい。また、ありとするならば、どのような内容を考えておられるか、その大綱をお示し願いたいのであります。

次に第三に、これまた重要な質問であります。最近米国側から原爆治療について申し入れてきたということであります。かつて原爆症を否定し、久保山氏の死因を否定しておった米国が、何ゆえかその見解を改め、原子力委員会のキヤノン博士を派遣し、ABCの

ホームズ所長を通じて、広島、長崎の原爆症患者の治療を米国の費用においてやらしてもらいたいと申し込んだことであります。果して事実でありますか、いかがでありますか、いかがでありますか。また、その真相は全部負担する。それは余剰農産物の米の円資金から出す。広島、長崎の医科大学の中に治療病院を建設する。治療人員は広島の場合、約一万八千人を予定する。これに対しても日本側の意見

が、果してさようありますか。この問題についてわれわれは政府の慎重な樹立しよう考へておられますか。

また、われわれ特に承わりたい点は、障害者の動搖や関係者の混乱を來

たさぬよう、また、いたずらに原爆被

害者をして再び米国のモルモットに供

しないよう、万全の留意が必要である

と信じますが、政府の方針とともに、

本問題の真相を明らかにしていただきたいと思います。

次に、農林大臣に御出席願いましたのは、ただいま厚生大臣にお尋ねいたしましたように、原爆障害者の治療費

は余剰農産物の米側円資金から出されまして、厚生大臣にお尋ねいた

いことを申しております。本国政

府の決定も済んでおると言つております。

御方針を承わりたいと思います。

第二点、第三次受け入れについて

は、本月九日の閣議で決定になつたよ

うであります。が、目下いかなる交渉を進められておられますか。また、ど

うであります。が、目下いかなる交渉を進められておられますか。また、ど

うであります。が、目下いかなる交渉を進められておられますか。また、ど

最後に、大蔵大臣に対しましては、

以上の次第でありますので、蔵相とさ

れまして、原爆障害対策の費用につきましては、人道的重要施設とされまし

て、特に深い御理解と御同情のもとに

十分御考慮がいただけると信じて疑いませんが、特に蔵相の御所見を伺いたい

いと思うのでござります。

以上、お尋ね申し上げましたうち、

原爆障害者対策に関する質問につきま

しては、自民党の広島、長崎関係の同僚

議員におさせられましても、お尋ねに

なりたいところと思つておらず、お含

みの上、御懇切なる御答弁を期待して

私の質問を終ります。(拍手)

【國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手】

○國務大臣(鳩山一郎君) ただいまの

御質問に対してもお答えをいたします。

第一の御質問は、被害者の措置につ

いてございました。広島、長崎の原

爆障害者につきましては、まことに御

同情にたえません。政府としては、從

来より原爆被害対策に関する調査研究

についておこなつておられます。が、

禁止に関する規定がありましたのであります。本問題は、ロンドン交渉及び去る八月のモスクワ交渉において全然触れていたかった新しい問題であります。また、日ソの復交を定める共同宣言で、わが方からその削除を提唱いたしました。

まして、ソ連側もこれに同意した次第であります。もちろん趣旨に反対する

といふことのわけはありません。ただ

ソ連とだけ約束しても、原水爆製造禁

止ということが直ちに実行に移される

かどうかといふことも、これも専門問が

あるのであります。これは世界的にア

メリカその他の国を加えて、共同宣言

といふような体裁のものでなければ実

行力がないと考えましたので、それで

このたびの共同宣言から削除した次

第であります。(拍手)

【國務大臣小林英三君登壇、拍手】

○國務大臣(小林英三君) 山下議員の

御質問にお答えいたしたいと思いま

す。

【國務大臣小林英三君登壇、拍手】

これが今日の実情でございまして、これらのものに対しましては、施設といつても、二十九年度から精密検査しまして、三十一年度からいたしまして、三十一年度からいたしまして、三十一年度までに実施済みのものでございまして、地元の原爆障害者研究治療を行なつておるのであります。

が、これらは精査並びに研究治療いたしましては、地元の原爆障害者といたしましては、地元の原爆障害者

しましては、二十九年度からいたしまして、三十一年度までに実施済みのものでございまして、地元の原爆障害者

研究治療を行なつておるのであります

が、これらは精査並びに研究治療いたしましては、地元の原爆障害者

といたしましては、地元の原爆障害者

研究治療を行なつておるのであります

が、これらは精査並びに研究治療いたしましては、地元の原爆障害者

といたしましては、地元の原爆障害者

研究治療を行なつておるのであります

が、これらは精査並びに研究治療いたしましては、地元の原爆障害者

といたしましては、地元の原爆障害者

研究治療を行なつておるのであります

が、これらは精査並びに研究治療いたしましては、地元の原爆障害者

といたしましては、地元の原爆障害者

研究治療を行なつておるのであります

が、これらは精査並びに研究治療いたしましては、地元の原爆障害者

ありまして、そのほか全国各地に散

在しておられますものが六万人でござります。三十一年度以降におきまし

て精密検査を要しますが、廣島、長崎を通じまして三万七千六百六

十一名、これは地元の資料によるものでございまして、それから治療を要し

ますものが入千六百三十二名であります。

これが今日の実情でございまして、これらのものに対しましては、施設といつても、二十九年度から精密検査しまして、三十一年度からいたしまして、三十一年度までに実施済みのものでございまして、地元の原爆障害者

研究治療を行なつておるのであります

が、これらは精査並びに研究治療いたしましては、地元の原爆障害者

といたしましては、地元の原爆障害者

研究治療を行なつておるのであります

それから原爆被害者に対する今後の措置はいかんという御質問でござりまするが、今後は努めて対象数を拡大いたしまして、広島、長崎のみならず、県外に散在いたしておりますものに対しましても、これが対象者を拡大いたしました。ただいま御質問になりましたが、これらに対しまする法的処置といたしましても、今日立法化の方向を考えておるのであります。検討中でございまして、その内容といたしましては、健康管理と治療との問題を中心いたしまして検討中でござります。

なお、お尋ねになりましたABC Cの問題でござりまするが、政府といたしまして、ABC Cの方からいたしまして、今まで研究ばかりいたしておりますが、今後、研究にあわせて治療をいたしたいという希望がござります。まだ具体的にはきまつておりませんが、具体的にそういう問題が実施せられるということであります場合におきましては、これはもう当然こちらも希望するところでありますので、地元の意向も十分に尊重いたしまして、実施には混乱のないように、遺憾のないよう期したいと思っておるわけであります。

以上、御答弁申し上げます。（拍手）

〔國務大臣重光葵君登壇、拍手〕

○國務大臣（重光葵君） お答えを申レ上げます。

原爆の問題につきましては、もとより人道上の見地から、わが平和外交の一環として、原爆の使用はむろんのこととに努力をしなければならぬのは当然でございまして、両院の御決議もその趣旨でおると思っております。それでは、御質問の点のいかなる手段をとつたか。この政府のとりました手段については、従来とも御説明をいたしてきたのでござります。原爆を持つております各国に対しても、個別的にわが方の主張をして、原爆の使用及び実験の禁止を実現するよう、またそれに賛成するように交渉をして参りましたのでございます。これは趣旨は異存はないのでござりますけれども、その目的を十分にはまだ達しておりません。それがためには、関係国はむろんのこと、国際機関であります国連の機関において、十分にわが主張を徹底すること、世界的に原爆に対する協定を結ぶようにしたいと、こう考えて進んできてるわけでござります。今回国連加盟が実現しまするならば、わが方の主張を推進する機会があつたら、わざわざ國連加入を急ぎたいと、今せいい努力をいたしておる次第でござります。

うに考えるかという御質問のようですが、さいましたが、私自身としては、実は反対に考えております。世界の情勢が緊迫すればするほど、できるできないは別として、原爆の使用もしくは実験の禁止は十分に実現するようになります。さようなわけでありますから、今後も決して努力を後退せしめることなく進めて行きたい、こう考えておる次第でございます。

申し上げた通り、国連加入後においては、いろいろ日本側の主張を推進する機会があると考えております。これは十分に努力をいたしたい、こう考えております。

○國務大臣(河野一郎君) お答えをいたします。

余剰農産物の受け入れについて、政府の基本的態度は、ドル資金の節約、長期低利資金、見返資金による国内開発等によつて、これらを十分利用して参りたいといふところに基本的な態度はあるわけでござります。ただ、次にお尋ねになりました第三次の余剰農産物の受け入れについて、どういうふうなことを考えておるかということをございますが、これは昨年に引き続き今までの国内の農作もござりますので、そこで私といたしましては、御承知の通り、通常輸入量を、国内の供給が増加いたしましたから、この方を十分減少いたしまして、余剰農産物の対象として輸入すべき分につきましては、御承知の通り、人口の増加、もしくは粉食奨励によるところの使用増というようなものを、余剰農産物の受け入れ態勢の対象にいたしておるのでござりますから、国内の豊作は、今申しましたように、通常輸入量の減少にこれを引き当てるとして、従つて、余剰農産物の受入量については、先方の条件次第によ

りまして、これを受け入れることに交渉を進めて行きたいということに考へまして、先般米国側に向つて、第一次、第二次等の経過に徴しまして、さうにわが方の使用すべき円資金のいろいろ比率、その他これが用途等について先方に意見の提示をいたしております。その意見を先方が同意して参れば、余剰農産物受け入れの交渉をしてもらおろしいというような気持を持っておりますところで、まだ具体的に交渉の段階には入っていないのでござります。

第三のお尋ねがございました見返円資金のうち、米側の使途につきましては、一は米軍人軍属の住宅建設、二は第三国向け域外貿易付け、三は市場開拓、四が学生交換費、五が米国債務支払いの五項目でございますが、米国側は、第一次協定に基く農産物市場開発に約一億四千万円の支出を九月三十日現在でいたしておるのでございます。

右、お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣　萬田尚登君登壇、拍手〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて三案は、全会一致をもつて可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十三分散会

○本日の会議に付した案件

一、裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員並びに裁判官訴追委員辞任の件

一、裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員並びに裁判官訴追委員の選挙

一、皇室經濟會議予備議員、鐵道建設審議會委員、皇室會議予備議員、檢察官適格審查會委員、北海道開發審議會委員、積雪寒冷單作地帶振興對策審議會委員、國土綜合開發審議會委員、日本ユネスコ國內委員會委員、溫田單作地域農業改良促進對策審議會委員、飼料需給安定審議會委員、海岸砂地地帶農業振興對策審議會委員、離島振興対策審議會委員、中央青少年問題協議會委員、畑地農業改良促進対策審議會委員及び首都圈整備審議會委員の選舉

一、原爆障害者の治療及び援護に対する米國側の意図並びに政府の対策に関する緊急質問

一、日程第一 性病予防法等の一部を改正する法律案

一、日程第三 寄生虫病予防法の一
部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

副議長 寺尾 豊君

森 八三一君

宮城タマヨ君

高橋 衛君

斎藤 昇君

永野 譲君

木島 虎藏君

田中 啓一君

大澤 雄一君

早川 憲一君

野田 俊作君

常岡 一郎君

中野 文門君

村上 義一君

大谷 賢雄君

川口爲之助君

北 膝太郎君

石井 桂君

伊能 芳雄君

奥 むめお君

有馬 英二君

近藤 鶴代君

佐藤 尚武君

西川甚五郎君

新谷寅三郎君

後藤 文夫君

石黒 忠篤君

井上 知治君

本多 市郎君

鶴見 祐輔君

成田 一郎君

前田佳都男君

高橋 万平君

大谷藤之助君

西川弥平治君

田中 啓一君

木島 虎藏君

秋山後一郎君

宮田 重文君

木内 四郎君

堀木 錄三君

植竹 春彦君

黒川 武雄君

大谷 篤守之助君

鳥村 軍次君

中澤久太郎君

泉山 三六君

大谷 篤潤君

吉江 伊能繁次郎君

秋山 長造君

山本 経勝君

西郷吉之助君

小林 武治君

紅露 みづ君

下條 康麿君

羽生 三七君

栗山 良夫君

森 中守義君

國務大臣

内閣總理大臣

外務大臣

大蔵大臣

重光 蔡君

相澤 重明君

占部 秀男君

大河原一次君

坂本 昭君

木下 友敬君

小柳 牧衛君

青山 正一君

大和 与一君

秋山 久保君

岡 三郎君

農林大臣

西郷吉之助君

高田なほ子君

片岡 文重君

東 隆君

小酒井義男君

曾祢 益君

山下 義信君

清澤 錬英君

鳩山 一郎君

一萬田尙登君

大蔵大臣

小林 英三君

厚生大臣

河野 一郎君

農林大臣

河野 一郎君

外務省經濟局長

湯川 盛夫君

大蔵大臣官房長

石原 周夫君

河野 一郎君

高田なほ子君

片岡 文重君

西郷吉之助君

高田なほ子君

片岡 文重君

東 隆君

小酒井義男君

曾祢 益君

山下 義信君

清澤 錬英君

鳩山 一郎君

一萬田尙登君

大蔵大臣

小林 英三君

厚生大臣

河野 一郎君

農林大臣

河野 一郎君

外務省經濟局長

湯川 盛夫君

大蔵大臣官房長

石原 周夫君

河野 一郎君

高田なほ子君

片岡 文重君

西郷吉之助君

高田なほ子君

片岡 文重君

東 隆君

小酒井義男君

曾祢 益君

山下 義信君

清澤 錬英君

鳩山 一郎君

一萬田尙登君

大蔵大臣

小林 英三君

厚生大臣

河野 一郎君

農林大臣

河野 一郎君

外務省經濟局長

湯川 盛夫君

大蔵大臣官房長

石原 周夫君

河野 一郎君

高田なほ子君

片岡 文重君

西郷吉之助君

高田なほ子君

片岡 文重君

東 隆君

小酒井義男君

曾祢 益君

山下 義信君

清澤 錬英君

鳩山 一郎君

一萬田専登君

大蔵大臣

小林 英三君

厚生大臣

河野 一郎君

農林大臣

河野 一郎君

外務省經濟局長

湯川 盛夫君

大蔵大臣官房長

石原 周夫君

河野 一郎君

高田なほ子君

片岡 文重君

西郷吉之助君

高田なほ子君

片岡 文重君

東 隆君

小酒井義男君

曾祢 益君

山下 義信君

清澤 錬英君

鳩山 一郎君

一萬田専登君

大蔵大臣

小林 英三君

厚生大臣

河野 一郎君

農林大臣

河野 一郎君

外務省經濟局長

湯川 盛夫君

大蔵大臣官房長

石原 周夫君

河野 一郎君

高田なほ子君

片岡 文重君

西郷吉之助君

高田なほ子君

片岡 文重君

東 隆君

小酒井義男君

曾祢 益君

山下 義信君

清澤 錬英君

鳩山 一郎君

一萬田専登君

大蔵大臣

小林 英三君

厚生大臣

河野 一郎君

農林大臣

河野 一郎君

外務省經濟局長

湯川 盛夫君

大蔵大臣官房長

石原 周夫君

河野 一郎君

高田なほ子君

片岡 文重君

西郷吉之助君

高田なほ子君

片岡 文重君

東 隆君

小酒井義男君

曾祢 益君

山下 義信君

清澤 錬英君

鳩山 一郎君

一萬田専登君

大蔵大臣

小林 英三君

厚生大臣

河野 一郎君

農林大臣

河野 一郎君

外務省經濟局長

湯川 盛夫君

大蔵大臣官房長

石原 周夫君

河野 一郎君

高田なほ子君

片岡 文重君

西郷吉之助君

高田なほ子君

片岡 文重君

東 隆君

小酒井義男君

曾祢 益君

山下 義信君

清澤 錬英君

鳩山 一郎君

一萬田専登君

大蔵大臣

小林 英三君

厚生大臣

河野 一郎君

農林大臣

河野 一郎君

外務省經濟局長

昭和三十一年十一月二十六日 參議院会議録第七号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(但し良質紙は二十円)
(郵送料六分)

發行所

東京都新宿区市谷本町一五
郵政九段舎
大藏省印刷局
監修
並記